

平成30年8月6日

香川労働局長  
亀澤典子殿

香川地方最低賃金審議会  
会長 松浦明 治



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成30年7月4日付け香労発基0704第5号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、平成28年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額742円）は、平成28年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むことを強く要望する。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 792円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成30年10月1日 指定日発効とする

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 742円
- (3) 発 効 日 平成28年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者  
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成28年度
- (3) 生活保護水準（平成28年度）  
生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,517円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

742円（香川県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）  
×0.824（可処分所得の総所得に対する比率※）＝106,263円